

岩手県野球協会役員等旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県野球協会（以下「協会」という。）の用務のため出張旅行する本協会役員等に支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 顧問、参与、会長
- (2) 副会長、理事長、副理事長、常任理事、理事、監事、専門委員会委員
- (3) 事務局職員
- (4) 前各号以外の者及びこれらに準じる本協会以外の者

(用語の意義)

第3条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国内旅費 全国都道府県（以下「本邦」という。）を旅行した場合に支給する旅費をいう。
- (2) 外国旅費 本邦と本邦以外との間における旅行及び外国に旅行した場合に支給する旅費をいう。
- (3) 出張命令者 旅行を命じる者をいう。
- (4) 出発地 居住地又は滞在地をいう。
- (5) 目的地 用務先又は居住地へ帰宅することをいう。

(出張命令者)

第4条 用務のための出張は、次の出張命令により行う。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる者に対する出張命令は、会長とする。
- (2) 第2条第3号及び第4号に掲げる者に対する出張命令は、理事長とする。

2 前項に規定する出張命令等は、事前に口頭で行う。

(旅費の支給)

第5条 役員等が用務のため出張する場合は、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、雑費、宿泊料とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、特別な理由があると旅行命令者が認めた場合は、この限りでない。

2 宿泊料が支給対象外の場合のパック料金（交通費と宿泊料のセット料金）の取り扱いについては、宿泊料相当額を5,000円とし、パック料金から5,000円を差し引き、残額を交通費として支給する。ただし、交通費支給額は、通常の往復運賃を上限額とする。

(出張の日数)

第8条 旅費計算上の出張日数は、用務の日数とする。公共的交通機関を利用して用務の

時刻に到着できない場合は、現に要した日数を出張日数に加算する。ただし、天災等やむを得ない事由により要した日数は、出張命令者が別途考慮するものとする。

(旅費の支給等)

第9条 旅費の支給は、用務の事前又は用務の終了後に速やかに支給するものとする。

(国内旅行)

第10条 国内旅行の旅費は、日帰り出張及び普通出張に区分する。

2 日帰り出張の旅費は、居住地から片道100キロメートル未満の地域内における旅行の費用とし、交通費実費を支給する。

3 普通出張は、前項以外の地域への上出張旅費として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、雑費及び宿泊料を支給する。

4 前2項の場合において、用務の必要上又は天災その他やむを得ない事情と出張命令者が認めた場合は、雑費定額及び宿泊料を支給することができる。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道旅行の路程に応じて旅客運賃及び次項の規定料金等を支給する。

2 普通急行列車又は特別急行列車(新幹線を含む。)を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上は、それぞれ急行料金、特急料金(新幹線特急料金)を支給することができる。特急区間が片道50キロメートル以上70キロメートル未満は自由席料金、片道70キロメートル以上は指定席料金を支給することができる。片道601キロメートル以上継続してJRを利用する場合の乗車券は、往復割引運賃とする。

(船賃)

第12条 船賃は、水路旅行の路程に応じて、現に利用に要する運賃等により支給する。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空旅行の路程に応じて、旅客運賃等の支払証明書類の提出により、その実費を支給する。

(車賃)

第14条 車賃は、陸路(鉄道を除く。)旅行の路程に応じて、現に利用に要する運賃等により支給する。

(雑費)

第15条 雑費は、用務の日数に応じて第10条第2項に規定する場合を除き、別表の定額を支給する。

(宿泊料)

第16条 宿泊料は、出張日数に応じて、協会等が指定する宿舎に宿泊する場合は、協会がその費用を精算する。

2 協会が指定する宿舎に宿泊できない場合は、別表の宿泊料を上限として料金を証明する書類により、その実費を支給する。

3 出張日数にかかわらず宿泊をする場合は、出張命令者が認めた者のみ、協会が指定する宿舎に宿泊できるものとする。ただし、その場合は、雑費は支給しない。

(外国旅行)

第17条 外国旅行の旅費の支給については、公益財団法人全日本軟式野球連盟役員等旅費規程を準用する。

(旅費の調整)

第18条 会長は、旅行目的の性質上又は出張先の実情その他特別な事情により、この規程による旅費の支給が妥当でないと認めるときは、これを減額又は増額することができる。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月28日から施行する。

別表（国内旅行の雑費及び宿泊料上限）第15条、第16条関係

雑費（1日につき）	宿泊料上限（1泊につき）
2,000 円	8,000 円